

## 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について

## 1 意見聴取概要

令和3年4月に開設予定の小規模保育事業について、当該事業を認可するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定により意見を求めるとともに、特定地域型保育事業の利用定員を定めるため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第2項の規定により意見を求めるものです。

## 参 考

## 【児童福祉法】

第34条の15第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 【子ども・子育て支援法】

第43条第2項 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 2 利用定員の設定等を定める地域型保育事業

No.	公立/ 私立	施設名 (運営法人)	施設所在地	施設種別	利用定員(人)				開始年月日	
					1号	2号	3号			計
					3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		
1	私立	こぐま園 (学校法人大竹学園)	大竹市油見一丁目	小規模保育事業所	—	—	6	12	18	令和3年4月1日

既存の幼稚園を運営している法人が、待機児童対策として新たに小規模保育事業所を整備・運営します。

※第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育の確保方策数値には、利用定員は含まれております。